

## 規制改革会議答申（素案）

## I 総論

## 1. はじめに

規制改革は、我が国の経済を再生するに当たっての阻害要因を除去し、民需主導の経済成長を実現していくために不可欠の取組であり、内閣の最重要課題の一つである。

規制改革会議（以下「会議」と略称する。）は、規制改革を総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関であり、平成 25 年 1 月 23 日、政令に根拠をもつ審議会として発足した。

会議においては、安倍内閣の経済財政政策に関するいわゆる「三本の矢」のうち第三の矢「成長戦略」を構成する重要な基盤として、経済再生に即効性をもつ規制改革、緊急度の高い規制改革から優先的に検討を行ってきた。

本答申は、本年 1 月の会議発足以降、約 5 か月間の調査審議の結果を取りまとめたものであり、本日、これを内閣総理大臣に「答申」として提出する。

## 2. 規制改革の推進に当たっての基本的考え方

## (1) なぜ規制改革が必要か

規制改革の最終的な目的は、国の成長・発展、国民生活の安定・向上及び経済活動活性化への貢献にある。今回、規制改革を進めるに当たっては、このような観点から、以下の諸点を念頭に、制度のあるべき姿に立ち返った本質的かつ骨太な議論を行った。

## ① 経済環境の変化に適合して、経済成長を実現する

全ての規制は、必要性をもって導入されたものだが、その必要性は経済環境や新技術の開発と共に変化する。これに応じた規制の見直しが行われなければ、イノベーションや生産性向上の機会が縮小し、消費者もその恩恵を受けることができなくなる。

特に我が国は、少子高齢化やエネルギー制約、財政制約等の困難に直面している。規制改革によって、事業者の創意工夫を拒む壁を取り除き、イノベーションを喚起し、消費者の潜在的需要を開花させることは、待ったなしの課題である。

## ② 消費者・ユーザーに多様な選択肢を提供する

過剰な参入規制は、新しい技術やノウハウを持った事業者の参入を阻害し、

消費者が新しい製品やサービスをより安価に享受する機会を奪う。また、ICTや新エネルギーなどの登場に適合しない規制の存続は、新サービスの成長を阻む。

近年、ICT等の技術革新によって、広い範囲で業種間の融合が起こっている。したがって、相互に代替可能な生産・サービスの提供において競争条件が異なることにならないよう、絶えず規制を見直していくことは、消費者の選択肢を広げるために、一段と重要性を増している。

### ③ 意欲と創意に満ちた事業者に活躍の機会を提供する

規制改革は、規制対象となっている産業の発展のためにも不可欠である。

意欲と創意工夫に満ちた新規参入者が広く知恵と資金を集めることで、多様な主体の参画や競争を促すことを通じて、当該分野の発展可能性を拡げることが可能となる。

また、過剰な規制が、外からの新規参入者のみならず、産業内の意欲と創意に満ちた事業者の活躍の場を狭めることになってはならない。規制によって競争が制限され、イノベーションが生まれる可能性が減殺されれば、その産業の衰退を招く。

### ④ 安全、安心等をより効率的な手法で確保する

規制の重要な目的の一つは、安全や安心等の実現だが、同じ目的をより効率的な手法で達成するためにも、規制の絶えざる見直しが必要である。例えば、ICTの発達で、医療機関の情報連携や患者による医療情報の活用が可能になっており、医療の効率化や国民のセルフメディケーション推進に向けた規制改革が必要となっている。また、電力市場のように、発電技術の革新やICTによって規制の前提自体が変化した場合には、それに応じた規制改革が遅れることで、逆に供給の不安定化をもたらすことになりかねない。

## (2) 今回の規制改革で重視したこと

今回の規制改革の検討に当たり、特に重視したポイントは、以下の二点である。

### ① 成長戦略を実施するに当たっての阻害要因の除去

「三本の矢」における三番目の矢は、「民間の投資を喚起する成長戦略」である。規制改革会議においても、民間の投資促進の観点を重視し、その阻害要因を除去することに努めた。

例えば、医療機器の迅速な開発や再生医療への投資がより円滑に行われるための規制改革、燃料電池自動車などの次世代自動車への投資の阻害要因を除去するための規制改革、ビッグデータを活用するビジネスが阻害されることがないようにするための規制改革、ベンチャー企業の育成や成長支援のために資金供給の面からの規制改革などに取り組んだ。

また、成長分野に「人が動く」ことは成長戦略のベースとなる。働く者にとって転職が不利にならず、動きやすい労働市場と雇用システムを作るための規制改革にも着手した。

## ② 緊急性・重要性の高い課題への優先的取組

現下の状況で緊急性・重要性が高い課題を抽出し、会議としての見解を迅速に表明するとの方針の下、以下の規制改革に取り組んだ。

ア 一般用医薬品のインターネット等販売を禁止する薬事法施行規則を無効とする最高裁判決（平成 25 年 1 月 11 日）が発出されて以来、規制のない状況下でインターネット等販売が行われていることから、規制改革会議として速やかに見解を取りまとめ、（P その方針の実現に取り組んだ）。

イ 東京電力福島第一原子力発電所事故以来、我が国の安価で安定的なエネルギー供給に大きな支障が生じていることから、石炭火力発電に対する環境アセスメントの見直しに取り組んだ。

なお、電力システム改革については、関係法案が国会に提出されたことなどから、会議としてその進捗を注視していくこととした。

ウ 都市部を中心に待機児童の多さが深刻な問題になっていることから、子ども・子育て支援新制度の施行を待つことなく、この二年間に待機児童が加速度的に解消されることを目指して、保育分野の規制改革に取り組んだ。

## 3 審議経過

### （1）審議テーマの設定と審議体制

会議においては、規制改革の重点分野として総理から規制改革担当大臣に指示（平成 25 年 1 月 25 日日本経済再生本部）された「健康・医療」「エネルギー・環境」「雇用」の各分野を取り上げるとともに、委員の発意により、ビジネス環境の改善など幅広く経済再生に資するテーマを取り扱うべく「創業等」という分野を加え、この四分野を重点検討課題として検討を行った。

これらのうち、前述の特に緊急性・重要性が高い課題は「最優先案件」と位置付け、会議で全員で議論することとした。具体的には、①一般用医薬品のインターネット等販売、②保育サービスの規制緩和、③石炭火力発電に対する環

境アセスメントの見直し、④電力システム改革の四項目である。

また、四つの重点分野ごとにワーキング・グループを設置し、各分野の専門家も加えて、効果的・効率的に検討する体制を整えた。審議テーマは、成長戦略に盛り込むテーマを分野ごとに二～三選定し、優先的に審議することとした。

広く国民・企業等から寄せられる規制改革要望については、常時受け付け、迅速に対応することとし、内閣府に「規制改革ホットライン」を平成25年3月22日に設置した。〇月〇日現在、約〇件の要望が寄せられ、随時関係府省に検討要請し、適宜会議においてフォローアップしてきた。

## (2) 他の会議との連携

成長戦略を議論している産業競争力会議に対しては、毎回直近の規制改革会議の検討状況を報告するなどして、連携を図ってきた。また、規制改革と関連する経済財政諮問会議や総合科学技術会議などとも、情報共有を図ってきた。

## (3) 国際先端テストの実施

国際先端テストは、「世界で一番企業が活動しやすい国」を作るために、個別の規制の必要性・合理性について、国際比較に基づく検証を行うものであり、先述の総理指示においてその活用が言及されていたものである。

今回は、この手法の定着を図るため、今回の検討項目の内から十四件を選定し、これまでに十二件について先行的・試行的に実施した。

## 4 本答申の実現に向けて

会議は、本答申を取りまとめ、総理に提出する。ここからは、「実施」のステージである。取り上げたそれぞれの規制や制度、その運用等については、直ちに改革に着手し、期限を切って着実に実現を図っていかなければならない。

このため、改革実現までの工程表、すなわち「規制改革実施計画」(仮称)を策定し、閣議決定することが必要である。

規制の多くは、トレードオフ、利害対立の構造を内包しており、様々な立場にある関係者を説得・調整し、その構造を突破していくことが求められる。これは、ひとえに政治のリーダーシップにかかっている。本答申の内容が最大限実現されるよう、政治のリーダーシップに強く期待するものである。

会議としては、政府における取組を随時フォローアップしていくこととする。

## II 各分野における規制改革

(作成中)

## III 結語～次のステップに向けて

### 1 次期の会議活動方針の策定

本年1月の会議発足以降、総理からの重点分野の指示を踏まえ、6月に策定される成長戦略と密接に関連する規制改革を進めてきた。

一方で、5か月という厳しい時間的制約がある中で、緊急性のある課題への取組を優先したため、会議の活動方針などについて、委員全員でじっくり議論するために十分な時間を割くことができないまま、今回の答申に至ったのも事実である。

本答申提出後、会議としての活動を再開するに当たっては、まず、取り上げるべき重点分野、その審議体制等について整理し、あらためて会議としての活動方針を定めて、本年7月から来年6月までを一つの期間として、更なる改革に取り組んでいく。

### 2 フォローアップを重視した改革PDCAサイクルの確立

規制改革については、これまでも累次の答申、閣議決定が行われてきた。しかし、そのフォローアップが的確に行われていないため、当初意図していた改革がそのとおりに進んでいないケースもまま見られる。

また、規制改革は、時代の変化に合わせて、まずその所管府省自らが主体的に見直すことが本来の在り方でもある。

このため、会議は、前述の規制改革実施計画の進捗について、毎年、政府から見直し状況の報告を受け、チェックしていくこととする。

また、規制当局が自発的・主体的に規制改革に取り組むPDCAサイクルを作り上げ、不断に改革を進め、実現していくことが必要不可欠である。

### 3 今後取り組むべき課題

1で述べたように、今後、あらためて活動方針を定めて取り組んでいくが、当初検討対象として取り上げたもののうち、農業を始め未着手の課題が残されている。また、今回の審議の過程で、法律自体に規制がないにもかかわらず、明確な委任がないまま省令等の下位規範において規制が行われている実態も明らかになった。

これら残された課題や、新たに取り上げていく課題も含め、次期においても、国民が改革の果実を具体的に感じられるよう、引き続き果敢に改革に取り組んでいく。